

各 論 編

第1章 子どもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

少子化の現状やその影響、次世代育成支援対策の必要性などについて県民の理解を深めるとともに、子どもの成長と子育てを社会全体で支えるための意識づくりを全県的な取組として推進することが必要です。

第1節 子育てを社会全体で支えるための環境づくり

- 県民が子育ての喜びを実感でき、その意義について理解を深められるよう、家庭や地域、職場など全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て支援サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

第2節 子どもの人権を尊重する意識づくり

- 「子どもを権利の主体として位置づけ、思想・良心や表現の自由などの権利を保障する」という子どもの権利条約の趣旨や、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念が、広く県民に普及するよう努めます。
- 子どもが人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて、広く県民の理解が深められるよう、学校教育、社会教育を通して子どもの人権に関する学習機会の提供に一層努めます。
- 学校や幼稚園、保育所などにおいて、子どもの人権に十分配慮し、文化や個性の違いを互いに認め尊重する心を育てる人権教育、人権保育の促進を図ります。

第3節 男女共同参画に関する教育・学習の充実

- 女性も男性も家庭や地域、職場において、個性と能力を十分発揮し、多様な選択が可能となるよう、幅広い世代を対象に男女共同参画に関する学習機会の提供や啓発の充実に努めます。

第2章 地域における子育ての支援

第1節 子育て支援サービス等の充実

すべての子育て家庭への支援やそのための人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要です。

【主な取組】

(1) 子育て支援サービスの充実

- 住民に身近な市町村において、さまざまな子どもや家庭に関する相談に応じることができるよう、その体制強化を支援します。
- 主に乳幼児をもつ親とその子どもたちが気軽に集い、交流や育児相談などができる「つどいの広場」の設置を促進します。
- 幼稚園を利用した「親子教室」など子育てを支援する取組を促進します。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が行う「いきいき子育てサロン」など地域における対話と交流の場づくりを支援します。
- 高齢者福祉サービスの人材や公共施設などの社会資源を有効に活用した世代間交流の場づくりを促進します。
- 保育所の施設や機能を地域へ開放し、育児相談や情報提供、子育てサークルへの支援を行う「地域子育て支援センター」の整備を促進します。
- 幼稚園が地域における幼児教育センターとしての役割を果たせるよう、その施設等の地域への開放を促進します。
- 急病や急な残業などに対応するため、また、子育て中であっても一時的に休息できるようにするため、地域住民が会員制で子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター」の設置を促進します。
- 一時的に保育を必要とする子どもを保育所・私立幼稚園等で預かる「一時保育」を促進します。
- 幼稚園の保育時間外も園児を園内で過ごさせる「預かり保育」を促進します。
- 家庭における子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設や里親家庭で短期間子どもを預かる「ショートステイ事業」を促進します。
- 病気回復期にある子どもを、病院等で一時的に預かる「病後児保育」を促進します。
- 昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に、適切な遊びや生活の場を与える「放課後児童クラブ」の設置を促進します。

- 子育て家庭の経済的な負担の軽減と子どもの健全な育成を図るため、児童手当を支給します。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
つどいの広場	4か所	31か所
地域子育て支援センター	25か所	47か所
ファミリー・サポート・センター事業実施市町村	6市町村	12市町村
一時保育実施保育所	69か所	123か所
預かり保育を実施する幼稚園	120園 (公立53、私立67)	142園 (公立70、私立72)
ショートステイ事業実施市町村	1市町村	全市町村
病後児保育実施施設	7か所	12か所
放課後児童クラブ	152クラブ	220クラブ

(2) 人材の確保・養成及び質の向上

- NPO*1と連携して、研修会を行うなど、子育て支援活動を行う人材の確保・養成及び質の向上を図ります。
- 県民に対する里親制度の広報を行うとともに研修会や講座を開くことにより、その理解者を増やし、里親の新規登録を推進します。
- 育児相談などに応じる「子育てサポーター」の養成講座への支援を行います。
- 保育士・幼稚園教諭等の資質の向上を図るため、保育・幼児教育に関する専門性を高める研修を実施するとともに、子どもの人権や、地域の子育て家庭に対する相談・支援に関する研修の充実に努めます。

*1 NPO : Non Profit Organization の略で、「民間の非営利団体」をいう。NPO法に基づいて設立されたNPO法人をはじめ、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域コミュニティ団体等のほとんどがNPOということになる。

第2節 保育サービス等の充実

多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ることが必要です。

【主な取組】

- 就業形態の多様化に対応するため、「延長保育」や「休日保育」の充実を図ります。
- 一時保育や地域子育て支援センターなどの機能を併せ持つ「多機能保育所」の整備を促進します。
- 地域の実情に応じて障害児保育が実施されるよう、必要な施設整備や保育士の増員などの支援を行います。
- 「乳児保育」については、すべての市町村で受入体制を整備し、産後休暇明けや育児休業明けからの乳児受入れが可能となるよう、年度途中入所の円滑化を図ります。
- 保育所の定員の見直し等により、待機児童の解消に努めます。
- 小規模保育所やへき地保育所により、過疎地域における保育サービスの提供の確保に努めます。
- 医療機関で働く医療従事者が安心して仕事ができるよう、病院内保育所の運営を支援します。
- 認可外保育施設*2 に対する健康診断経費の助成や、立入調査などにより、入所児童の安全の確保に努めます。
- 保育所（認可外保育施設を含む）に入所する3歳未満児の保育料を第2子については半額、第3子以降については全額を減免する市町村に対して助成し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
延長保育実施施設	131か所	184か所
休日保育実施施設	14か所	28か所
多機能保育所	57か所	79か所
乳児保育を実施する保育所の割合	95.8%	100.0%

*2 認可外保育施設：国の定める基準を満たし、都道府県等の認可を受けている認可保育所以外の保育施設。一部の小規模施設を除き、設置開設した際に必要事項を都道府県等に届け出なければならない。

第3節 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のネットワークづくりを推進するとともに、子育て支援サービス等の情報提供に努めることが必要です。

【主な取組】

(1) NPOとの協働

- 「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、子育て支援に関するNPOとの協働事業を推進します。
- NPO情報バンク*3を整備し、子育て支援NPOなどに関する生きた情報が県民に届くよう努めます。

(2) 関係団体の連携

- 子育てサークル等の親同士の交流や、各団体相互の連携等を図り、子育て支援のネットワークづくりを推進するとともに、そのためのリーダーの養成に努めます。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員などが中心となり、社会福祉施設や自治会、老人クラブ、駐在所、消防団、郵便局等の協力を得ながら、重層的な見守り・発見・相談・支援のネットワークづくりを推進します。

(3) 子育て支援サービス情報等の提供

- 必要な子育て支援サービス等を選択しやすいように、「おおいた子育てほっとホームページ」の活用によりさまざまな情報を提供します。
- 子育て支援サービスに関する先進的な取組事例等の情報を「大分県次世代育成支援のページ」などを活用して、提供します。
- 住民に身近な市町村における、きめ細かな子育て支援情報等の提供を促進します。

*3 NPO情報バンク：NPOの提供するサービスを受けたい人やNPOの活動に参加したい人などが、NPOの活動内容等さまざまな情報をインターネットを通じて簡単に探し出せるようにしたシステム。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
「大分県次世代育成支援のページ」 アクセス件数	—	50,000件

第4節 子どもの健全育成

第1項 ふれあい交流の推進

子どもの居場所づくりなど、さまざまな健全育成活動を推進することが必要です。

【主な取組】

(1) 子どもの健全な居場所づくり

- 児童館などの子どもの健全な居場所づくりを促進します。特に、学校の余裕教室や公共施設などを有効活用した整備を促進します。
- 小・中学校等を放課後や土曜・日曜日に子どもの居場所として開放し、地域の人々と子どもの交流を促進します。

(2) さまざまな健全育成活動の推進

- 親子のふれあいの機会をつくるために、絵本の読み聞かせの実施や、ブックスタート*4の取組を促進します。
- 児童館や保健センターなどを活用して、児童生徒が直接乳幼児等とふれあう交流事業を促進します。
- 子どもたちが主体的に企画・運営するボランティア活動等を促進します。
- 児童館や放課後児童クラブ、子ども会等の遊びや活動などにおいて、世代間交流や文化伝承等による多様な交流を促進します。
- 豊の国ねんりんピックのスポーツ交流大会等を通じて、世代間交流による仲間づくり、地域づくりを推進します。
- 専門知識、技術を持った青少年育成指導者を地域に派遣し、研修や野外活動等の支援をします。

*4 ブックスタート：赤ちゃんと保護者が絵本を介して向き合い、「あたたかくて楽しいことばのひととき」を持つことを応援する取組。

- 「大分県少年の船」による船内研修、訪問地少年との交歓会及び現地視察を通じて、規律、協調の精神を学び、友情を培うことにより社会性を養います。

第2項 少年の非行防止

関係者が一体となって、青少年の健全な育成を害するおそれがある行為の防止を推進することが必要です。

【主な取組】

(1) 関係者に対する啓発

- 県民一人ひとりがそれぞれの立場から協力して青少年の育成活動を行うため、「青少年の日」を定め、大人の責務を啓発します。
- 関係事業者に対して、有害番組や有害サイトの排除・自粛を働きかけます。
- 有害情報等の受信を制限するフィルタリングシステム*5の導入を推進します。
- 施設管理者に対して、少年のたまり場解消に向けた協力要請活動を推進します。

(2) 有害環境の浄化

- 県内各地の有害環境点検を行い、改善指導をするとともに、万引き等、初発型非行の防止の啓発に努めます。
- ピンクビラや有害図書自販機の撤去活動を地域と一体となって推進します。
- 有害図書、ビデオ、がん具等の販売規制を強化します。
- 児童買春事件等の少年の福祉を害する犯罪の徹底検挙と少年の飲酒、喫煙等不良行為を助長する販売・提供事業者等に対する指導取締りを強化します。

*5 フィルタリングシステム：インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組み。

(3) 少年に対する指導と支援

- 学校と連携して非行防止教室を開催し、非行行為の刑事・民事責任や本人の将来、家庭への影響などに関する教育等により、少年規範意識の向上を図ります。
- 出会い系サイト被害防止のための啓発講座の開催や保護者等へのフィルタリングシステムの活用奨励等、学校と連携した被害防止対策を推進します。
- 少年の問題行動の早期発見、早期対応のため、警察、ボランティア等による少年のたまり場等を重点とした街頭補導活動を推進します。
- 関係機関・団体やボランティア等と連携して、非行少年等へのサポート活動を推進します。

第3項 いじめや不登校・ひきこもりへの対応

いじめ問題の解決や、不登校・ひきこもりなど問題を抱える子どもへの適切な対応を図ることが必要です。

【主な取組】

- 小学校に「子どもと親の相談員」等を、中・高等学校には「スクールカウンセラー」を配置し、学校における教育相談機能の充実・強化を図るとともに、教育相談機関における相談活動の充実に努めます。
- 不登校児童生徒の早期発見、早期対応をはじめ、よりきめ細かな支援を行うため、「教育支援センター（いわゆる適応指導教室）」の中核的機能を充実し、学校、家庭、関係機関等が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に努めます。
- NPOと協働して、目的を見失ったり挫折したりして問題を抱えている高校生の年代の子どもたちのうち、学校の指導等の及ぶにくい者の進学、就職、学校復帰等を支援します。
- 精神保健福祉センターや保健所における相談機能を充実・強化し、家族へのひきこもりに対する正しい知識の普及やひきこもり家族の会への支援を行うとともに、地域における支援システムの構築を図ります。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
小学校における不登校児童の出現率	0.30%	0.24%
中学校における不登校生徒の出現率	2.55%	2.25%

第3章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

第1節 児童虐待の防止

痛ましい児童虐待を未然に防止するとともに、あらゆる活動を通して被虐待児の早期発見・早期対応を行うことが必要です。

【主な取組】

(1) 児童虐待の未然防止

- 妊娠期以降のさまざまな母子保健サービスを通して、虐待発生予防の視点を強化し、虐待のおそれがある家庭の把握やそのリスクの低減に向けた取組を充実します。
- 育児不安の強い親や虐待のおそれが高い家庭への支援として、保健所における専門的相談・訪問指導やグループミーティングを充実します。
- ハイリスク妊産婦や未熟児、障害児、産後うつ等虐待につながりやすい要因を持つ家庭に対しては、医療機関、市町村、療育機関と連携したフォロー体制を整備し、ケアシステムの構築を図ります。
- 子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、「大分っ子フレンドリーサポートセンター」や警察署の「ヤングテレホン」等で相談に応じるとともに、各地域の子育てサークル等への参加を促します。

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- 児童福祉担当の市町村職員に対する研修を含め、支援体制の充実などにより、児童虐待の一義的な相談窓口である市町村の体制強化を図ります。
- より小地域での子どもの虐待防止ネットワークの整備を促進し、民間団体を含めた幅広い関係機関の連携を行います。

(3) 児童相談所の体制強化

- 児童福祉司や心理判定員などの専門職員の増員を図り、一層の専門性の向上や家族再統合*6のための支援などに努めます。

*6 家族再統合：児童虐待等によって分離された親子が、安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられる関係に戻ることを。

- 利用者の必要性や利便性を考えた24時間、365日相談体制の整備を進めます。
- 必要に応じて児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導等を行う一時保護所の充実を図ります。

第2節 家庭にかわる養育の場の充実

さまざまな事情で自分の生まれた家庭を離れて生活しなければならない子どもを養育するために、児童養護施設や里親制度などの充実を図ることが必要です。

【主な取組】

- 児童養護施設等に入所した子どもの家庭復帰や家族再統合に向けて、児童のみならず親も含めた家族への支援を行います。
- 児童養護施設のケア形態の小規模化や被虐待児などに個別の対応を行う「個別対応職員」及び家庭復帰のための支援を行う「家庭支援専門相談員」などのケア担当職員の質的、量的確保を図ります。
- 家庭的な雰囲気や要保護児童への支援を行うことのできる里親制度の充実を図ります。
- 被虐待児など、特に家庭における養育が必要な児童を受け入れる「専門里親」の養成を図ります。
- 家庭や地域住民などからの児童に関するさまざまな問題について、相談に応じ、関係機関との連絡調整を行うとともに、児童の緊急的な保護にも対応できる「児童家庭支援センター」の充実を図ります。
- 非行癖のある児童や家庭環境等の理由により、生活指導を要する児童に対し必要な指導を行う児童自立支援施設「二豊学園」の充実を図ります。
- 児童養護施設等を退所後、家庭復帰できない子どもの生活拠点の確保や、生活指導・就労支援を行うために、「自立援助ホーム」の整備を行います。
- 情緒面から生活に支障をきたしている子どもに対する心理療法や生活指導を行う情緒障害児短期治療施設の整備について検討します。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
小規模グループケア実施箇所	0か所	9か所
個別対応職員	4人	12人
家庭支援専門相談員	1人	11人
里親登録数	52組	146組
専門里親登録数	2人	10人
児童家庭支援センター	1か所	2か所
自立援助ホーム	0か所	2か所

第3節 ひとり親家庭の自立支援

離婚などを原因に増加するひとり親家庭（母子・父子家庭）の生活の安定と向上を図るため、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、就業等による自立を支援することが必要です。

【主な取組】

- ひとり親家庭に対して子育てや仕事などの悩みについての相談指導や情報提供を行うなど、安心して子育てできる生活支援策を講じます。
- 母子家庭の母に対して就業情報の提供や職業あっせん、職業能力開発のための支援を行い、安定的な収入の確保と経済的自立を促します。
- 子どもと生活を共にしていない方の親からの養育費の確保を図るため、広報啓発活動や特別相談を行います。
- 母子家庭に対して児童扶養手当の支給、母子家庭医療費の助成、母子寡婦福祉資金の適正な貸付けなどにより、経済的な支援を行います。

第4節 障害児への支援

「大分県障害者基本計画」に基づき、心身に障害のある児童が、専門的できめ細かな各種支援を受けながら健やかに育成されるよう、児童の成長段階に応じて、障害児やその家族のニーズに対応した施策の展開を図ることが必要です。

【主な取組】

(1) 交流とふれあいの推進

- 障害や障害者への理解を深めるため、障害のある子どもとない子どもが共に活動する交流機会の充実を図ります。
- 地域で行われる文化・スポーツ活動などに障害児が参加できるように、企画の段階で配慮し、障害のある人とない人の交流とふれあいを促進します。
- 保育所・幼稚園や放課後児童クラブにおける障害児の受入れを促進します。

(2) 早期療育の充実

- 療育を必要とする子どものため、新生児医療機関と療育機関の連携を強化します。
- 心身の発達に問題があり継続的な指導を要する乳幼児に対し、保健所が行う療育相談指導及び児童相談所が行う精神発達面の精密健診や事後指導を充実します。
- 障害児に対する巡回療育相談を定期的に実施するなどその充実に努めます。
- 地域の療育指導の拠点として、児童デイサービスを充実します。
- 障害児を持つ親の会の療育活動や相談活動を推進するとともに、親子の絆の形成を支援します。

(3) 相談支援体制の充実

- 適切な療育方法や保健・医療・福祉に関する情報提供を行うとともに、市町村や関係機関と連携して相談支援体制を整備します。
- ケアマネジメントの積極的な推進を図り、障害児のニーズに対応した保健・医療・福祉・教育・就労などの多様なサービスを総合的に提供します。

(4) 福祉サービスの充実

- 障害児を対象としたホームヘルプサービスやショートステイによる在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 障害児の健全育成と家族の介護負担の軽減を図るため、障害児の長期休暇中などにおける活動の場の確保に取り組む市町村を支援します。

- 知的障害者援護施設の専門機能を活用して、在宅の知的障害児の自立に向けた生活訓練を実施します。
- 障害児のデイサービス事業所及び障害児を受け入れる保育所などの職員への研修や個別指導を通じて専門的な療育技術の向上を図ります。
- 肢体不自由児施設や重症心身障害児施設、知的障害児施設等により、障害の種別や程度に応じた専門的な治療や訓練などの提供に努めます。
- 子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、重度障害児医療費の助成を行います。
- 障害児の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を支給します。

(5) 特別支援教育の推進

- 障害のある児童生徒の一人ひとりのニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うため、福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画を作成します。
- 盲・聾・養護学校における、小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障害のある児童生徒等への指導、福祉・医療等の関係機関との連絡・調整等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。
- 盲・聾・養護学校及び小・中学校に、学校内の支援や他機関の支援の調整を行う「特別支援教育コーディネーター」*7を置き、障害のある児童生徒に対する支援を行います。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
特別支援教育に関する教諭免許の取得率（小・中学部）	90.9%	95.0%
特別支援教育に関する教諭免許の取得率（高等部）	31.6%	60.0%

*7 特別支援教育コーディネーター：各学校の教員の中から選ばれて、学校内や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役や保護者に対する学校の窓口的な役割を担う者。

第4章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

第1節 子どもや母親の健康づくり

安全で安心して出産できる体制をつくり、産前産後の育児不安を軽減するとともに子どもの健やかな発達を促進することが必要です。

【主な取組】

(1) 妊娠・出産の安全性の確保

- 妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を提供する大分県立病院総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療体制の整備を推進します。
- 妊娠・出産を正しく理解し、不安を軽減させるため、保健所、市町村保健センターが中心となって母子保健情報を提供するとともに、母子保健推進員、育児サークル等の活動を支援します。
- 労働基準法に基づく働く女性の母性保護や母性健康管理について周知徹底します。特に、母性健康管理指導事項連絡カードの普及を促進します。

(2) 育児不安の軽減

- 母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等のあらゆる母子保健事業を通して母親の育児不安の軽減に向けた支援を促進します。
- 母親のメンタルヘルスに着目した母子保健活動を推進します。
- 産科及び小児科医療機関、地域保健関係機関の連携による育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）事業*8を促進します。
- 未熟児や慢性疾患児等に対するフォローアップ体制の充実を図ります。

(3) 子どもの健やかな発達

- 乳幼児期の疾患の早期治療や障害児の早期療育を行うため、乳幼児健康診査等母子保健事業の質の向上を図るとともに、療育機関のネットワーク化を推進します。

*8 育児等保健指導（ペリネイタル・ビジット）事業：産婦人科医と小児科医が連携し、子どもが生まれる前から小児科医による育児指導の機会を提供することで、育児不安の解消と生まれた子どものかかりつけ医の確保を図るもの。

- 子どもの事故防止、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者、保健関係者等に対し、広報・啓発を行います。
- 乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者（母親）の心と密接な関係があるため、親の育児不安の解消を図り、育児支援に重点を置いた満足のできる健診体制の整備を促進します。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
乳児死亡率（出生千人当たり）	3.0	低下
育児支援に重点を置いた乳幼児健診*9を行う市町村の割合	12.1%	50.0%

第2節 思春期の健康づくり

10歳代の人工妊娠中絶の増加など性の問題、喫煙や薬物乱用の問題などに対応する健康教育等を推進することが次代の親づくりの観点からも必要です。

【主な取組】

（1）喫煙・薬物乱用の防止

- たばこ販売店等における年齢確認の徹底や、自動販売機の深夜稼働の自粛を促します。
- 中学・高等学校薬物乱用防止講座の開催や、大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を通じて、薬物乱用の防止の啓発を行います。

（2）健康教育等の推進

- 精神保健福祉センターや保健所での、思春期における心身の相談・支援活動の充実を図ります。
- 思春期に特有の医学的問題等の相談や母子保健知識の普及を行う健全母性育成事業を促進します。
- 思春期の性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題について、学校保健と連携して効果的な情報提供や健康教育を推進します。

*9 育児支援に重点を置いた乳幼児健診：保育士や心理職員による育児の総合的指導・相談を行う乳幼児健診。

(3) 学校保健における指導の充実

- 学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関と密接に連携するなど、学校、家庭、地域が一体となり総合的視野に立った指導の充実を図ります。
- 心の健康問題などに対応するため、保健室機能の強化に努めるとともに、各種講習会や研修会等により、関係職員の資質の向上を図ります。
- エイズや人工妊娠中絶などを含んだ性の問題、心の健康及び薬物乱用防止について、教科等を通じた指導の推進に努めます。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
10歳代の人工妊娠中絶件数	499件	減少

第3節 子どもの病気への支援

子どもの急病に対する親の不安を解消するため、小児救急医療体制の整備を図るとともに、長期にわたる入院や療養生活を続ける慢性疾患児等の生活の質を維持・向上させることが必要です。

【主な取組】

(1) 小児救急医療体制の整備

- 応急処置などについての指導や、適切な医療機関を紹介するなど小児医療に関する電話相談事業を実施します。
- 地域の実情に応じた小児の休日・夜間の初期救急医療体制の整備を進めます。
- 入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2) 早期治療の促進等

- 子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児医療費、未熟児養育医療費、育成医療費の助成を行います。
- 小児がん、慢性腎疾患等の特定の疾患の治療は長期にわたり、かつ医療費も高額であることから、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担分の一部を助成します。
- 健康状態・緊急の場合の連絡先・学校との連絡事項等を記入できる大分県ウエ

ルネスハンドブック（小児慢性特定疾患手帳）を配布するとともに、療育についての相談や情報交換ができる機会を提供します。

第4節 不妊に悩む人への支援

不妊に悩む人に対する心のケアや不妊治療に伴う経済的負担に対して適切に支援することが必要です。

【主な取組】

- 「不妊専門相談センター」の周知を図り、不妊専門相談機関として有効な利用を促進するとともに、不妊に悩む人たちの自助サークルを開設することにより、そのサポート体制の充実に努めます。
- 医療保険適用外の不妊治療を行った夫婦を対象に、その治療費の一部を助成します。

第5節 食育の推進

食を通して子どもを心身ともに健やかに育てるため、家庭、地域、学校等が連携し、望ましい食習慣の定着、食に関する知識と食を選択する力の習得や地域の食文化の継承などの食育を推進していくことが必要です。

【主な取組】

（1）望ましい食習慣の定着

- 乳幼児健診時の相談機会の利用や保育所・幼稚園等との連携などにより、正しい食習慣が確立できるように、食育の推進を図ります。
- 学校教育を通して、子どもの発達段階に応じ、食を通じた健康教育や食に関する保護者向けの行事を行うなど、家庭と連携した取組を推進します。
- 食生活改善推進協議会の活動を通じて、「おやこの食育教室」や食生活指針の普及を図ります。
- 食育推進ボランティアによる親子料理教室開催及び生産現場・食品産業の見学・体験等を通じて、食の安全についての理解を深めます。

（2）地域の食文化の継承

- 豊かな自然と文化が育んだ地域特産物や地域固有の食材の見直しや、伝統的食文化の継承活動等を行う生産者組織などのNPOの活動を促進します。
- 食材の生産や流通等の学習、郷土食を取り入れた学校給食の実施により、食に関する指導の充実と地産地消を推進します。

第5章 子どもの生きる力をはぐくむ教育環境づくり

第1節 次代の親づくり

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発や、若者が自立して家庭を持てるようにするための支援を行うことが必要です。

【主な取組】

(1) 次代の親になるための意識の醸成

- ふれあい・対話を通して、家族のきずなを深めるため、毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及・定着を推進します。
- 児童生徒の発達段階などに応じ、学校の教育活動全体の中で、次代の親となるために必要な知識・技能などの習得を図ります。

(2) 若者の自立への支援

- 児童生徒の一人ひとりの勤労観・職業観を育てるために、地域や学校の実態、児童生徒の特性、進路等を考慮しながら、職場体験やインターンシップなどの体験活動を積極的に導入し、各発達段階に応じて児童生徒が自己の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力をはぐくむキャリア教育の推進を図ります。
- 社会的に自立し子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、就業体験やボランティア等、青少年を対象とした体験活動の充実を図ります。
- 若者に、技能を修得させるとともに、企業研修を通して働くことの意義等を理解させることにより、職場への定着を支援します。
- 経済的な理由により学ぶ権利が失われることがないよう奨学金事業の充実を図るとともに、必要に応じて授業料の減免を行います。

第2節 子どもの生きる力をはぐくむ学校づくり

第1項 確かな学力の向上

「わかる授業」を実現して、「確かな学力」の向上を図ることが必要です。

【主な取組】

- 児童生徒の主体的な学習（体験的な学習・問題解決的学習）を取り入れるなど、「わかる授業」の実現に努めます。
- 児童生徒の実態や指導内容に応じたきめ細かな指導を行うため、習熟度別指導、ティーム・ティーチング（T・T）*10、個別指導などによる個に応じた指導の充実を図ります。
- 小学校高学年では課題選択学習、中学校では学年段階に応じた選択履修幅の拡大、高等学校では生徒が進路希望や適性等に応じて選択する教科・科目の拡大など、教育課程の一層の弾力化を図ります。
- 学校の実態に応じて目標や内容を定め、学校としての全体計画を作成し、横断的・総合的な学習等を創意工夫して行うことにより、総合的な学習の時間の充実を図ります。
- 児童生徒がさまざまな新しい課題にも対応できるように、国際理解教育、情報教育、科学技術・理科教育、環境教育、福祉教育等を推進します。
- 児童生徒一人ひとりのよさや可能性を、小・中・高等学校の12年間で継続的にはぐくんでいくため、教育内容や指導方法等について各学校間の連携を一層推進します。
- 確かな学力を育成するために、学力調査を継続的に実施し、その調査結果を踏まえ、教育課程編成や指導方法、指導体制の工夫・改善に生かします。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
授業内容を理解できていると感じている児童生徒の割合（小5）	70.4%	75.0%
授業内容を理解できていると感じている児童生徒の割合（中2）	47.8%	65.0%

*10 ティーム・ティーチング（T・T）：複数の教師が授業を分担・協力して行う指導方法。

第2項 豊かな心の育成

子どもたちの倫理観や社会性の不足、規範意識の低下、自立の遅れなどが指摘されており、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神などの豊かな心をはぐくむための取組を推進することが必要です。

【主な取組】

(1) 道徳教育の充実

- 道徳の時間の指導方法や指導体制の工夫改善に努め、子どもたちが「楽しい」「ためになる」と実感できる道徳の授業づくりを推進します。
- 家庭や地域に対する道徳の授業公開、子どもたちの心についての懇談会の実施など、家庭や地域と連携・協力して子どもたちに豊かな心をはぐくむ体制をつくります。

(2) 福祉のこころの醸成

- 社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うため、ボランティア協力校を指定し、その活動を支援します。
- 大分県社会福祉介護研修センター等において青少年福祉講座を開催し、子どもの社会福祉に関する啓発を図ります。
- 大分国際車いすマラソン大会において、沿道での応援やボランティアの補助活動を行うキッズボランティア活動を推進します。

(3) 文化芸術活動の充実

- 多様な文化活動の場の提供や発表の機会を拡充することにより、学校における文化活動の活性化を促します。
- 学校や公立文化施設において優れた文化芸術に触れる機会を拡充します。

(4) 読書活動の充実

- 読み聞かせグループの支援等を行い、子どもたちの早期の読書習慣の形成に努めます。

- 学校での朝の一斉読書等により、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけさせます。
- 優良児童書のリストの作成等を通じて、読書に親しむ機会を充実します。
- 学校図書館の地域への開放を促進するとともに、団体貸出しを活用させることなどにより、公立図書館と連携を進めます。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
道徳実施時間数が標準時間（年間35時間）に達する市町村の割合	37.9%	100.0%
中学生の文化部活動参加率	10.2%	11.4%
高校生の文化部活動参加率	17.2%	18.4%

第3項 健やかな体の育成

生涯にわたってスポーツに親しむ興味・関心や意欲を高めるとともに、基礎的な体力の向上を図ることが必要です。

【主な取組】

- 児童生徒に体を動かす楽しさや喜びを味わわせ、積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、健康の保持増進と体力の向上を図るため、発達段階に応じた指導の工夫と充実に努めます。
- 生徒の多様なスポーツニーズに応えるため、地域の優秀な指導者の積極的な活用や、指導者講習会の充実などにより、学校の運動部活動の活性化を図ります。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
体力・運動能力調査で県平均が全国平均と同程度か上回る種目の達成率	28.1%	37.0%

第4項 信頼される学校づくり

地域に開かれた学校づくり、地域の実情に応じた特色ある学校づくり、保護者や地域の協力を得た安全で安心な学校づくりを進めていくことが必要です。

【主な取組】

(1) 開かれた学校づくりの推進

- 学校の教育活動を保護者や地域住民に積極的に公開するなどして、県民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭、地域が相互に協力しあう環境を醸成する「教育の日」の取組を推進します。
- 保護者や地域住民からなる学校評議員制度を活用し、より地域と密着した特色ある教育活動を展開します。
- 学校が、保護者や地域住民に積極的に情報を公開するとともに、外部評価を加味した学校の自己点検・自己評価を実施し、その結果を保護者や地域住民等に公表する学校評価システムを推進します。
- それぞれの学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、さまざまな場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。
- 廃校となった学校施設や学校の余裕教室を子育ての拠点施設などとして利用することを進めます。

(2) 豊かな教育環境づくりの推進

- 学校が組織的に課題解決に向けて取り組むとともに、教職員の能力開発・資質向上を図るために、目標管理と能力・業績評価による新たな教職員評価システムを導入します。
- 10年後の高等学校の在るべき姿を見据え、新しい高等学校づくりを進めます。

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

- 災害や不審者の侵入を想定した避難訓練や防犯講習会の実施を各学校に指導し、学校の安全管理体制と安全指導の充実を促進します。

- 関係機関と連携し、学校全体で犯罪被害防止に努めるとともに、事件・事故発生時の救急及び緊急連絡体制等を確立します。

(4) 学校の施設・設備の整備

- 安全確保のため老朽化した施設の改築や大規模改造、必要な施設の耐震診断や耐震化を進めるとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- コンピューターやインターネット接続機器の整備など新しい教育に対応するための施設・設備の整備を進めます。

第5項 幼児教育の充実

幼児期には、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力を培い、小学校以降の生活や学習の基盤を養うことが必要です。

【主な取組】

- 幼児教育（幼稚園・保育所）から小学校への接続が円滑に行われるよう合同研究を行い、互いの教育に対して理解を深めるとともに、幼児と小学生の交流活動を行うなど連携の体制や内容を地域で研究し、「生きる力」の基盤を培う教育を推進します。
- 私立幼稚園に2人以上通わせている保護者を対象に保育料の減免を行う私立幼稚園に対して助成し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
市町村幼児教育推進プラン策定市町村	10市町村	全市町村
幼小連携の地域連絡会の実施小学校区	0校区	100校区

第3節 家庭や地域の教育力の向上

第1項 家庭の教育力の向上

都市化、核家族化、少子化など社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、これを支援することが必要です。

【主な取組】

(1) 家庭教育に関する学習機会等の充実

- 乳幼児健診や就学時検診、中学校の保護者会等の機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を提供します。
- 家庭でのしつけの参考となる啓発資料を乳幼児や小学生を持つ家庭に提供します。
- 青少年教育施設を利用した親子でふれあう体験活動の機会の提供に努めます。
- 父親の子育て参加を促進するため、地域活動の報告会や父親と子どものふれあいを深める交流会等を実施します。
- 子育てや非行防止への父親参加を喚起し、家庭における非行抑止力の再構築を図るため、学校、PTA、企業等による「少年を守る父親学級」の開催を促進します。

(2) 家庭への支援体制の充実

- PTA役員などの家庭教育の指導者の資質の向上を図るための研修を実施します。
- 電話相談体制の充実など、家庭教育に関する相談・支援体制を強化します。
- PTAの父親部会や地域ぐるみで子育てを支援する団体の設立を推進します。

第2項 地域の教育力の向上

子どもが自然や社会の中で、さまざまな実体験を通して多くの人とふれあい、経験的に学ぶ機会を増やすことなどにより、地域の教育力を向上させることが必要です。

【主な取組】

(1) 子どもの文化活動等の支援

- 地域において芸術文化に接する機会を提供するため、中核となる文化施設でのコンサート等を行った演奏家等が、地域でミニコンサートや交流会、指導などを行う活動の充実を図ります。
- 地域における若者や子どもの多種多様な文化芸術の体験機会の充実と自主的な文化活動の促進を図ります。
- 若者や子どもが、地域で伝統文化等を継承するため、鑑賞、体験、発表でき

るような環境づくりの充実を図ります。

(2) 自然体験活動の推進

- 自然体験活動を行う指導者やNPOの育成を通じ、子どもが自然とふれあう機会を増やし、自然保護思想の普及を図ります。
- 子どもたちの都市農村交流機会の増大を図るため、修学旅行や週末等を利用した農業・農村体験を行う都市部の小・中学生の受入体制を整備します。
- 小・中学生を対象とした、森林・林業に関する体験学習などの実施を支援します。
- 学校林等を遊学の森として整備し、森林環境教育や森林体験活動フィールドの提供を促進します。
- 森林愛護や環境緑化意識の醸成を通じた青少年の健全育成のため、みどりの少年団の活動を支援します。
- 青少年教育施設を利用した自然体験や社会体験・生活体験の機会の提供に努めるとともに、利便性の向上を図り、青少年の利用促進に努めます。
- マリンカルチャーセンターを活用し、子どもが海に親しむ機会を提供します。

(3) 社会体験活動等の推進

- 日常生活の中でのものを作る機会の少なくなった子どもたちを対象に技能士とのふれあいを通じてものづくりの楽しさを体験させ、技能を尊重する気運を醸成します。
- 子どもの科学技術に対する夢をはぐくむため、各地域の少年少女発明クラブの設立や運営を支援するとともに、青少年の発明・くふう展の開催などにより子どもの創造力の涵養及び創作意欲の喚起を図ります。
- 地域の工務店等の棟梁が子どもたちに直接大工の技術や心構えを指導する取組を推進します。

(4) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

- PTAや自治会など、地域における各種団体等が連携して、子どもの健全育成を図る協育ネットワークづくりを支援します。
- 市町村や各種団体で行われているさまざまな自然体験活動・ボランティア活動を促進するための研修の充実を図ります。
- 自然体験活動を行う指導者やNPOの交流を図り、ネットワークをつくり、活動を促進します。

第6章 子育ても仕事もしやすい環境づくり

第1節 働き方の見直し

男性を含めたすべての人が「働き方の見直し」を進めることや、働きやすい環境を阻害する職場の慣行などを解消することが必要です。

【主な取組】

(1) 働き方に関する意識改革

- 性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女が共に子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう各種講座の開催や意識改革のための広報・啓発活動を行います。
- 男女に中立的な社会制度の形成の気運を醸成するため、社会保障制度、税制、賃金制度等、個人のライフスタイルの選択に大きなかかわりを持つ諸制度の検討状況などについて、県民が理解を深められるよう、情報提供や啓発に努めます。
- 育児中の者に対する短時間勤務制度の導入や国を上回る制度の実施などを行っている企業を選定、公表することにより、子育てに優しい就労環境の普及・定着を図ります。
- 企業や男性労働者に対し、労働講座、労働情報誌等により、育児休業制度の周知・啓発を行います。
- 農業に従事する女性がいきいきと活動できる環境を整備するため、家事や育児等の役割分担などを定める家族経営協定の締結を促進します。

(2) 子育てのための時間の確保

- 賃金不払い残業の解消や年次有給休暇の取得促進などにより、労働時間の短縮を促進し、家庭における子育てのための時間が確保されるよう取り組みます。
- 労働講座、労働情報誌等により、子どもを看護するための休暇など、子育てを支援する休暇制度の普及に努めます。
- 労働講座、労働情報誌等により、在宅ワークやSOHO*11などの子育てしやすい柔軟な勤務形態の普及・啓発を図ります。

*11 SOHO : Small Office Home Office の略。企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型のワークスタイル。

(3) 再就職・再雇用の支援

- 就職に有利となる資格取得のための技術講習会を実施することにより、育児のため離職した女性等の再就職を支援します。
- 妊娠、出産等を理由として退職した労働者に対する再雇用制度の普及促進を図ります。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
育児休業制度導入企業の割合	68.4%	75.0%
再雇用制度の普及率	14.4%	20.0%

第2節 若者の雇用の確保

次代の社会を担う若者が地域で生活していくためには、安定した雇用機会を確保することが必要です。

【主な取組】

- 企業立地は地域経済の発展に大きく貢献するため、先端ものづくり産業^{*12}や地域資源活用型産業^{*13}などを積極的に誘致し、若者の雇用の場の確保に努めます。
- 高齢者介護サービスが一大産業として成長し、多くの雇用を創出していることを踏まえ、子育て支援サービスを充実させることにより、子育て支援関連の雇用機会の創出に努めます。
- 就職、就農、住宅、子どもの教育、福祉、医療等幅広い分野にわたる「おおいUJIターンガイドブック」を作成し、制度の概要、相談窓口、助成制度、手続き等について周知します。
- 若者の就職支援のためのワンストップサービスセンター「ジョブカフェおおい」により各種の就職支援を行い、雇用の確保を図ります。
- 豊かな自然や安全な食を守り、次代の農林水産業の担い手を確保するため、各種資金を貸し付けるなど、新たに就業する者等への支援を行います。

〈数値目標〉

指 標	15年度	21年度
UJIターン希望者相談件数	686件	873件
ジョブカフェ新規求職者就職率	—	30.0%

*12 先端ものづくり産業：半導体産業と、電気機器、自動車など高度加工組立型産業及びこれを支える部品・材料産業と、リサイクル、省エネなどの循環型環境産業。

*13 地域資源活用型産業：伝統技術を活かした食品科学産業、特色ある地域資源を活用する産業。

第7章 子どもにとって安心・安全なまちづくり

第1節 子育てしやすい住環境づくり

子育てを担う若い世代を中心に、良質な住宅や良好な居住環境を確保することが必要です。

【主な取組】

(1) 良質な住宅の確保

- 子育てしやすい住環境を整備するため、狭小な既存公営住宅の建替・改善を進めるとともに、ファミリー向けの広くてゆとりのある特定優良賃貸住宅の建設を促進します。
- 高齢単身者世帯等が居住する広くて子育てに適した環境の住宅を、ファミリー向けの賃貸住宅や中古住宅として活用できるよう、適切な情報提供等を行い、子育て家庭の住み替えを支援します。
- 公営住宅において、多子世帯等の優先入居を推進します。
- 家族数の変化や子どもの成長に合わせて、間取りを替えることができるような住宅を供給するための技術について検討します。
- 子どもたちをシックハウスによる健康被害から守るため、有害物質を発散する建築材料の使用を抑制するほか、室内空気環境測定や相談のための体制整備等を推進します。
- 大分県住宅供給公社が分譲する住宅の購入資金借入れに対する利子補給を行うことにより、中堅所得者等の持ち家取得を支援します。

(2) 良好な居住環境の確保

- 公営住宅の整備や市街地再開発事業等の実施のなかで、住宅と子育て支援施設の近接・一体的整備を推進します。
- 生活環境改善のため、下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進します。

第2節 安心して外出できる環境づくり

子ども連れでも安心して外出できる生活環境や、公園などの身近な遊び場の整備を図る必要があります。

【主な取組】

(1) 子育てバリアフリー化の推進

- 子ども連れでも安心して外出等ができるよう、ユニバーサルデザイン*14 の考え方を基本にしたまちづくりを推進します。
- 妊婦や子どもなどが利用しやすいよう、バス事業者に対して、低床型車両の購入を支援します。
- ベビーカーなどの通行に支障のないよう、歩道の段差解消等を推進します。
- 県有施設のスロープの設置、トイレの改修（ベビーシートの設置等）、手すりの設置等を推進します。

(2) 安全な遊び場の整備

- 子どもが安心して遊べる児童館や「つどいの広場」などの整備を促進します。
- 商店街の空き店舗を借り上げて行う保育サービス施設や親子交流施設等のコミュニティ施設の設置・運営を支援します。
- 豊かな自然を生かした大分農業文化公園を親子のふれあう場として提供します。
- 本県独自のスポーツ文化を創造し、広く県民に親しまれ、大分国体（平成20年）のメイン会場として使用する大分スポーツ公園を整備し、子どもの健全育成を支援します。
- 身近に親しめるレクリエーションや自然とのふれあいの場となる大洲総合運動公園等の利用者の安全性と利便性を向上させます。

*14 ユニバーサルデザイン：ユニバーサルは、「すべての、普遍的な」、デザインは「計画、設計」の意味で、一般に「すべての人のためのデザイン」といわれている。年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからより多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象はハード（都市施設や生活用具など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっている。

第3節 子どもの安全を守るまちづくり

第1項 子どもを交通事故から守る取組

子どもを交通事故の被害から守るため、子どもや子ども連れの親等歩行者の安全通行の確保に視点を置いた道路交通環境を整備するとともに、地域、学校及び関係団体等の連携強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

【主な取組】

(1) 安全な道路交通環境の整備

- 通学指定道路等を中心に、自転車歩行者道を整備することなどにより、だれもが安全で快適に利用できる歩行空間の実現に努めます。
- 信号機の整備や交通規制の見直し等歩行者の安全通行に視点を置いた交通安全施設の整備を推進します。

(2) 交通安全活動の推進

- 四季の交通安全運動等を通じて、交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、交通ルールやマナーを学ぶ場としての幼児交通安全クラブをはじめ、子どもや保護者等を対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。
- 交通安全教育に携わる職員等の指導力の向上を図るとともに、交通事故をさまざまな角度から調査分析し、効果的な事故防止対策を推進します。
- チャイルドシートの効果と正しい使用方法の理解及びその使用の徹底を図るとともに、再利用を促進します。

〈数値目標〉

指 標	15年度	19年度
通学指定道路における歩道等整備率（市町村道を除く）	48.8%	55.0%

第2項 子どもを犯罪から守る取組

「大分県安全・安心まちづくり条例」に基づき、子どもの安全の確保のための環境を整備するとともに、関係機関が連携し、地域と一体となって子どもを犯罪から守る取組を行うことが必要です。

【主な取組】

(1) 犯罪被害の未然防止

- 通学路、公園等の危険箇所在市町村等と連携して防犯設備の設置を促進します。
- 犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する道路、公園、駐車・駐輪場、公衆トイレや共同住宅の普及促進を図ります。
- 侵入による犯罪を防止するため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高い建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。
- 地域住民による自主的な防犯パトロール活動に対する支援を行います。
- 子どもが被害者となる事案について、その発生場所、時間帯、手口等の地域安全情報を提供します。
- 被害に遭うおそれがある際の対応方法や防犯機器の活用方法等についての講習会を、学校、地域等の単位で実施します。
- 子どもが緊急避難できる子ども連絡所の整備と支援を行います。
- 未成年の頃から消費者問題に関心を持ってもらい、消費者トラブルを未然に防止するため、消費生活に関する教育用資料の提供や各種講座の開催を行います。

(2) 犯罪被害に遭った子どもへの支援

- 少年相談や家出相談等あらゆる活動を通じ、被害少年の早期発見・保護活動を推進します。
- 被害を受けた少年及び家族に対し、被害少年サポートネットワークを活用し、少年サポーターや関係機関の専門家等が相談・カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を行います。